第十条第一項第一号中「原子力事業を行う者若しくは原子炉等規制法第二条第四項に規定する原子炉を設置している者」を「次に掲げる者」に改め、同号に次のように加える。

イ　原子炉等規制法第三条第一項の製錬の事業、原子炉等規制法第十三条第一項の加工の事業、原子炉等規制法第四十三条の四第一項に規定する使用済燃料の貯蔵の事業、原子炉等規制法第四十四条第一項の再処理の事業又は原子炉等規制法第五十一条の二第一項に規定する廃棄の事業を行う者

ロ　原子炉等規制法第二条第四項に規定する原子炉を設置している者

ハ　原子炉等規制法第二条第二項に規定する核燃料物質を使用する者（イ又はロに掲げる者を除く。）

第十条第一項第二号を削り、同項第三号中「第一号」を「前号」に改め、同号を同項第二号とする。

第十三条第一項第四号中「エネルギーとしての利用に関する」を削る。

第十四条第一号中「第八十七条の電源開発促進勘定からの電源立地対策」を「第八十五条第六項に規定する原子力安全規制対策」に改め、同条第二号を削り、同条第三号中「前二号」を「前号」に改め、同号を同条第二号とする。

第十五条第一項中「経済産業大臣」を「原子力規制委員会」に改め、同条第二項中「経済産業大臣」を「原子力規制委員会」に、「経済産業省」を「原子力規制委員会」に改める。

第十六条の見出し中「経済産業大臣」を「主務大臣」に改め、同条第一項中「経済産業大臣」を「主務大臣」に改め、「エネルギーとしての利用に関する」を削り、同条第二項中「経済産業大臣」を「主務大臣」に改める。

第十七条及び第十八条を次のように改める。

（主務大臣等）

第十七条　機構に係るこの法律及び通則法における主務大臣は、次のとおりとする。

一　役員及び職員並びに財務及び会計その他管理業務に関する事項については、原子力規制委員会

二　第十三条に規定する業務（次号に規定するものを除く。）に関する事項については、原子力規制委員会

三　第十三条第一項第三号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に関する事項については、内閣総理大臣及び原子力規制委員会

2　機構に係る通則法における主務省は、原子力規制委員会とする。

3　機構に係る通則法における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

（独立行政法人評価委員会の意見の聴取等）

第十八条　前条第一項第三号に規定する業務に関する通則法第二十八条第三項、第二十九条第三項、第三十条第三項及び第三十五条第二項の規定の適用については、これらの規定中「評価委員会」とあるのは、「評価委員会及び内閣府の独立行政法人評価委員会」とする。

2　原子力規制委員会の独立行政法人評価委員会は、次の場合には、前条第一項第三号に規定する業務に関し、内閣府の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

一　通則法第三十二条第一項又は第三十四条第一項の規定による評価を行おうとするとき。

二　通則法第三十二条第三項後段（通則法第三十四条第三項において準用する場合を含む。）の規定による勧告をしようとするとき。

第二十条第二号中「経済産業大臣」を「原子力規制委員会」に改める。

第六十五条　独立行政法人原子力安全基盤機構法の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「原子炉施設を」を「試験研究用等原子炉施設及び原子炉等規制法第四十三条の三の五第二項第五号に規定する発電用原子炉施設を」に改める。

第十三条第二項中「次の」を「原子炉等規制法第六十八条第一項から第四項までの規定による立入検査、質問又は収去の」に改め、各号を削る。

（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の一部改正）

第六十六条　武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の一部を次のように改正する。

第百五条第一項中「この項及び第三項において」を削り、「指定行政機関の長（同法第三十四条第二項に規定する主務大臣に限る。以下この項から第四項まで及び次条において同じ。）」を「内閣総理大臣及び原子力規制委員会」に、「及び関係隣接都道府県知事（）を「並びに関係周辺都道府県知事（）に、「関係隣接都道府県知事を」を「関係周辺都道府県知事を」に、「、指定行政機関の長」を「、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣」に、「関係隣接都道府県知事は」を「関係周辺都道府県知事は」に改め、同条第二項中「指定行政機関の長」を「内閣総理大臣及び原子力規制委員会（事業所外運搬に係る事実の発生の場合にあっては、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣）」に改め、同条第三項中「関係隣接都道府県知事」を「関係周辺都道府県知事」に、「指定行政機関の長」を「内閣総理大臣及び原子力規制委員会（事業所外運搬に係る事実の発生の場合にあっては、内閣総理大臣及び原子力規制委員会及び国土交通大臣）」に改め、同条第四項中「指定行政機関の長が第一項」を「内閣総理大臣及び原子力規制委員会（事業所外運搬に係る事実の発生の場合にあっては、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣。以下この項において同じ。）が第一項」に、「又は指定行政機関の長」を「又は内閣総理大臣及び原子力規制委員会」に、「指定行政機関の長は」を「内閣総理大臣及び原子力規制委員会は」に、「関係隣接都道府県知事」を「関係周辺都道府県知事」に改め、同条第五項中「関係隣接都道府県知事」を「関係周辺都道府県知事」に改め、同条第十二項中「、原子力安全委員会の意見を聴いて」を削り、同条第十三項中「「主務大臣」とあるのは「指定行政機関の長（原子力災害対策特別措置法第三十四条第二項に規定する主務大臣に限る。）」と、」を削り、「防災計画」の下に「、原子力災害対策指針」を加え、「同条第一項中「原子力災害事後対策」を「同条第一項中「原子力災害事後対策は」に、「同じ。）」を「同じ。）は」に、「同項第一号中「緊急事態応急対策実施区域その他」とあるのは「応急対策実施区域その他」と、同号及び同項第三号中「緊急事態応急対策実施区域等」とあるのは「応急対策実施区域等」を「同項第一号及び第三号中「原子力災害事後対策実施区域」とあるのは「応急対策実施区域その他所要の区域」に改める。

第百六条中「指定行政機関の長」を「原子力規制委員会（事業所外運搬に係る事実の発生の場合にあっては、原子力規制委員会及び国土交通大臣）」に改める。

第百七条第四項を削る。

第百八十三条の表第百五条第一項及び第百五十二条第二項の項を削り、同表第百五十一条第一項の項の次に次のように加える。

第百五十二条第二項	次条	第百八十三条において準用する次条

第百八十八条中「指定行政機関の長の」を「原子力規制委員会（事業所外運搬に係る事実の発生の場合にあっては、原子力規制委員会及び国土交通大臣）の」に改める。

第百九十二条第二号中「指定行政機関の長」を「内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣）に改め、同条第三号中「き損」を「毀損」に改める。

第六十七条　武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の一部を次のように改正する。

第百六条中「原子炉施設」を「試験研究用等原子炉施設、発電用原子炉施設」に改める。